

4月から

国民健康保険が変わります！

4月から医療保険制度の改正により、国民健康保険と老人保健が変わります。ご理解と協力をお願いします。
▼国民健康保険制度について：国保年金課（☎2999819131・FAX2999819061）
▼後期高齢者医療制度について：福祉総務課（☎2999819113・FAX2999811147）

自己負担が変わります

●乳幼児の自己負担軽減措置の拡大
医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学）前」までに拡大されます。
●70歳以上74歳までの方（※注）の窓口負担
70歳以上74歳までの方が医療機関等にかかったときの窓口負担割合は、2割に引き上げられます。ただし、平成20年4月から21年3月までの1年間に限り1割に据え置かれます。
なお、「2割」で表示された高齢受給者証をお持ちの方には、3月末に「1割」と表示したものを郵送します。

高額医療・介護合算制度が新設されます

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、負担の軽減を図るため、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、合計額が一定の限度額（年額）を超えた場合は、高額介護合算療養費が支給されます。
●75歳以上の方は「後期高齢者医療制度」の対象になります
老人保健制度で医療を受けている

新たな高齢者医療制度が始まります

75歳以上の方は「後期高齢者医療制度」の対象になります
老人保健制度で医療を受けている

の方だけとなります。
「後期高齢者医療制度」の保険料は、決まりたいお知らせします。
◆退職者医療制度の対象が65歳未満の方になります
会社などを退職して国民健康保険に加入し、被用者年金（厚生年金等）を受給している74歳までの方とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からは65歳以上の退職被保険者は一般の国民健康保険の被保険者となります。

国民健康保険税が変わります

●「後期高齢者支援金等分」が新たに課税されます
国民健康保険税は、これまで医療給付費分と介護納付金分（年齢が40歳以上64歳までの方のみ）の合算額で課税していましたが、後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年度

万一に備え家族全員で加入しましょう
所沢市交通災害共済
平成20年度会員の募集が始まります。



交通災害共済は、市民の皆さんに加入していただいたその会費で交通事故にあわれた会員にお見舞金を支給する助け合いの制度です。
事故にあわないように気をつけることはもちろんですが、万一に備え、ご家族で加入しましょう。
会員資格 所沢市に住居登録または外国人登録をしている方
会費 ▼大人：600円 ▼中学生以下：300円
会費期間 平成20年4月1日～21年3月31日
◎4月1日以降に加入手続きをされた方の会費期間は、加入時点から平成21年3月31日までです。
加入方法 次のいずれかの方法
▼各自治会・町内会等を通じて、平成20年度会員の申し込み

から「後期高齢者支援金等分」を加えた合算額で課税することになります。
◎後期高齢者支援金等分の税率等は、決まりたいお知らせします。
●国民健康保険税の特別徴収が始まります
平成20年10月から次の要件に該当する方は、受給している年金から国民健康保険税を特別徴収（年金からの差し引き）の方法により納付していただくこととなります。

特別徴収の対象者となる要件

次の要件すべてに該当する場合は、特別徴収の対象者となります。
①世帯主が国民健康保険の被保険者であり、年齢65歳以上74歳までであること
②年額18万円以上の年金を受給していること
③その世帯に属する被保険者全員が、年齢65歳以上74歳までであること

④介護保険料の特別徴収対象者であること
⑤介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の2分の1以下の金額であること

人間ドック検診料の助成対象年齢が変わります

所沢市の国民健康保険に加入している40歳以上で保険税を滞納していない方（受診日時）に、市民医療センターでの人間ドック検診料を助成しています（助成は年度内に1回）。平成20年4月1日以降、75歳以上の国民健康保険被保険者は、後期高齢者医療制度へ資格が移行することにより、所沢市国民健康保険の資格がなくなり、人間ドック検診料の助成を受けることができなくなります。受診の際は、ご注意ください。
◎詳細はお問い合わせください。

表1 出張受付日程表（午前10時～午後3時）

会場	受付日
中富南コミュニティセンター	3月3日(月)
並木公民館	3月7日(金)
狭山ヶ丘コミュニティセンター	3月10日(月)
小手指公民館分館	3月13日(木)

注意事項 ▼国内で発生した交通事故に限る ▼車両とは、道路交通法で定められた車両 ▼道路を歩行中につまずいて転んだり、横断歩道橋の階段を踏み外したりしてけがをした場合などは対象外 ▼本人の故意、無免許運転、飲酒運転による事故の場合、見舞金の対象外
共済見舞金額(表2参照)
見舞金は、医師の診断書に記載された治療期間・実日数を審査し、お支払いします。
◎事故発生から2年を経過したものである場合は請求できません。

表2 共済見舞金

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	100万円
2等級	治療期間が1年を超え、かつ治療実日数が180日以上	30万円
3等級	治療期間が6か月を超え、かつ治療実日数が90日以上	15万円
4等級	治療期間が3か月を超え、かつ治療実日数が45日以上	8万円
5等級	治療期間が1か月を超え、かつ治療実日数が15日以上	5万円
6等級	治療期間が10日を超え、かつ治療実日数が5日以上	2万円
7等級	治療期間が10日以内、または治療実日数が5日未満	1万円
特別見舞金	後遺症（身体障害者福祉法施行規則に定める1、2等級の障害）が存する場合	20万円

皆さんの善意



- 愛の福祉基金 ●新所沢団地長生クラブ様（9、606円） ●所沢商工会議所青年部様（5万円） ●所沢地区更生保護女性会三ヶ島支部様（1万円） ●モンタン会様（1万円） ●三ヶ島山草会様（8千円） ●みんなボランティアほっとほっと様（3千円） ●何でも話そう会リンク様（3千円） ●地域福祉サークルあしたの会様（3千円） ●ふれあいの家ボランティアグループ様（3千円） ●野老草愛会様（3千円） ●医療生協さいたま三ヶ島支部様（2千円） ●あすなるお茶の会様（1千円） ●西新井町馬頭観音様（55、000円） ●東道流吟道陽春白雪会様（49、708円） ●ボイボイチャリティゴルフ様（176、000円） ●山口地区文化祭実行委員会様（3万円） ●建設埼玉所沢地区本部様（7、490円） ●所沢明るい社 会づくりの会新所沢地区様（20万円） ●㈱協榮式典様（50万円） ●所沢市立南陵中学校様（1万円） ●三ヶ島地区長生クラブ第11区長生クラブ様（26、894円） ●大城 忠様（72、778円） ●所沢市茶道連盟様（2万円） ●三ヶ島公民館協力会様（6、290円）
 - 松原学園へ ●防衛医科大学校 並木祭実行委員会様（CDラジカセ4台・ツリチャイム2台） ●三國コカ・コーラボトルング様（清涼飲料水500ml48本）
 - 交通事故防止活動のため ●㈱宮本交通様（365、000円）
 - 生活保護世帯へ ●㈱読売新聞 所沢センター社員一同様（米1kg入り1、100世帯分）
- ※11月16日から12月15日までの受け付け分です。ありがとうございました。

問い合わせ 交通安全課（☎2999819140・FAX2999819162）